

保健だより



令和5年6月30日
江戸川区立一之江小学校

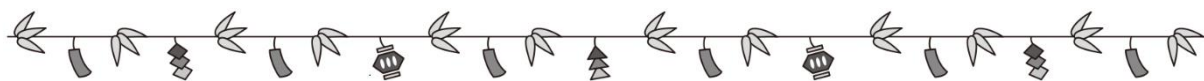
4月から6月にかけて実施した定期健康診断が終了しました。保護者の皆様には、提出物などのご協力をいただきありがとうございました。7月上旬に、「定期健康診断の記録」をお配りしますので、健康診断の結果をご確認ください。また健康診断の結果、治療やより詳しい検査が必要というお知らせを受け取ったお子さんは、早めに治療や、検査、相談を受けてください。受診が済みましたら、「治療報告書」を学校にご提出くださいますようお願いいたします。



江戸川区よい歯の児童表彰

歯科の健康診断を受けた6年生が対象で、むし歯がなく歯と口の健康管理がよくできている児童に表彰状をお渡ししました。江戸川区全体では学年が上がるにつれて、むし歯になったことがある子が増えていて、江戸川区の小学6年生の約3人に1人がむし歯になっています。（むし歯のある子＝未処置のむし歯のある子＋処置完了した歯がある子）

むし歯になってしまったら自然に治ることはありません。早めに歯科医に受診して治療をしてもらいましょう。学校の健康診断で歯科のお知らせをもらったお子さんは、早めに受診なさってください。その際には、治療報告書を書いてもらい学校にご提出くださいますようお願いいたします。



日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

学校の管理下での負傷等の災害は日本スポーツ振興センターの対象となります。医療機関にかかる場合は、江戸川区の④医療証は使用できません。医療機関の窓口では、健康保険証のみを提示して自己負担分をお支払いいただき、災害共済給付制度の請求手続きをしてください。医療費の請求に必要な書類は、学校からお渡しいたします。

＊以下の場合、給付の対象外となりますのでご注意ください。

○同一災害の初診から治癒までの医療費総額が500点未満の場合

○健康保険適用外の医療費（選定療養費、文書料、差額ベッド代、薬の容器代など）

保健室の手当てについて

☆ 学校でけがをした時 ☆

小さな傷などの軽いけがの応急手当てをします。大きなけがは病院受診が必要です。保健室でできるのは、一時的な応急手当てです。絆創膏や湿布の貼り替えなど、けがをした翌日以降の継続した手当てはできません。必要な場合は病院を受診してください。

☆ 学校で体調不良になった時 ☆

急な体調不良について、少し休めば授業が受けられる場合には、1時間を目安に休養させます。一時的な休養で回復せず学習を続けることが無理だと思われる場合は、連絡をしますのでお迎えにきていただきますようお願いいたします。

7月の保健目標 夏を健康に過ごそう

基本は無理をしないこと！

熱中症予防のための日頃からの心がけ



規則正しい生活で体調を整える



喉が渇く前にこまめに水分をとる



運動するときはこまめに休憩をとる

夏の三大感染症

手足口病

口の中や手足に発疹が出る。熱が出ることも。



ヘルパンギーナ

高熱が出て、のどに小さな水疱がたくさんできる。



咽頭結膜熱（プール熱）

高熱が出て、目が充血したり、涙が出たりする。



夏も手洗いで感染症予防！

夏も手洗いで感染症予防！